

平成25年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業（岩手県内） 応募要領

農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）では、委託事業「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」について、平成25年度から岩手県で農業・農村型実証研究を実施することを予定しており、本研究の実施（公募課題の受託）を希望する研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。本事業への応募を希望される方は、本要領に従って提案書を提出してください。

なお、本公募は、平成25年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

1 事業概要

東日本大震災により、我が国の農林水産業及び食品産業は甚大な被害を受けました。この大震災の被災地域の復興を加速し、同地域を新たな食料生産地域として再生するためには、産学官に蓄積されている多数の先端技術を組み合わせ、最適化し、被災地域内で実証研究を行い、その普及・実用化を促進することが必要です。

このため、本事業においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）、被災地域の復興計画等を踏まえつつ、被災地域内に「農業・農村型」及び「漁業・漁村型」の研究・実証地区を設け、速やかに復旧・復興を実現し、成長力のある新たな農林水産業を育成するための研究事業を実施しています。

平成25年度においては、被災地の多様な現状・ニーズに対応するため、農業・農村型の実証研究を岩手県及び福島県において、漁業・漁村型の実証研究を宮城県において新たに展開します。

2 公募研究課題及び公募類型

（1）公募研究課題

岩手県において、本事業を推進するため、以下の農業・農村型実証研究の研究課題を設定し、研究実施計画の提案書の公募を行います（詳細は別紙1を参照）。

- ア 公募研究課題1：中小区画土地利用型営農技術の実証研究
- イ 公募研究課題2：中山間地域における施設園芸技術の実証研究
- ウ 公募研究課題3：ブランド化を促進する農産物の生産・加工技術の実証研究

（2）公募の類型

（1）の研究課題は、次のいずれかの類型により研究実施計画の提案書を公募します。

① 網羅型研究

（1）のそれぞれの公募研究課題について、課題全般を網羅した研究実施計画の提案書を公募単位とします。

② 個別要素技術型研究

（1）の公募研究課題の一つについて、網羅的な研究課題を補完しうる個別の要素技術についての提案書を公募単位とします。

（1）の網羅型研究及び個別要素技術型研究の具体的な内容については、別紙1に記載しております。また、別紙5に公募単位の事例を記載しておりますので、参考としてください。

（3）研究・実証地区等（詳しくは別紙1に記載しております。）

本事業は、先端技術の実証研究を通じた被災地の農林水産業の復興の加速化を目的としております。このため、本研究の実施に際し生産現場等での技術実証を行う

場合には、原則として、予め設定する「研究・実証地区」内で実施することとします（当該地区以外で実証しなければならない場合には、具体的な理由を明確化していただきます）。

なお、研究・実証地区内における、具体的な研究の実施場所、実施開始時期等については、研究に具体的に着手する前に事務局と十分に協議し、決定することいたします（本公募において提案書を作成する段階では、実証を行う地区及び協力を依頼する生産者を特定する必要はありません。）。

その他、応募に係る留意事項等については、別紙1のとおりとしますので、提案書作成の際に十分御確認ください。

3 応募資格等

（1）資格要件（単独での応募及び複数機関による応募の両方に共通）

応募することができる者は、次の①から⑤までの要件を満たす者です。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する研究機関（※）等であること。

※ 研究機関とは、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

- ① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- ② 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ② 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。（提案書提出時に競争参加資格のない者は、公募課題に係る審査委員会の開催（平成25年3月下旬を予定）までに競争参加資格の申請を行うとともに、契約（予算成立後）までに競争参加資格を取得してください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消になります。地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

平成22・23・24年度に有効な資格をお持ちの方も、「更新」の手続が必要です。詳しくは、以下を御覧ください。

（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h25-yukoshikaku.html>）

研究機関が、平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

（<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>）

- ③ 委託契約の締結に当たっては、事務局から提示する委託契約書に合意すること。
- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑤ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究代表者及び経理責任者を設置していること。

（2）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が共同で公募課題を受託しようとする場合には、研究グループ（コンソーシアム）を構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関（こ

の場合、以下当該代表機関を「応募者」という。)からしていただく必要があります。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、グループに参加する全ての機関が同意していること。
- ② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること(規約方式)、研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと(協定書方式)又は共同研究契約を締結することが確実であること(共同研究方式)。
- ③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

(3) 研究成果の普及

研究成果を生産現場や産業界に迅速に導入・普及させる観点から、原則として、研究グループに、民間企業、協同組合、都道府県普及指導センター等、研究成果の導入・普及に直接関わる機関(以下「普及・実用化支援組織」という。)が参画することとします。

なお、代表機関や共同研究機関に普及・実用化の活動を行う組織・部署を有している場合は、それを「普及・実用化支援組織」として位置付けて問題ありません。

提案書の「研究実施体制図」には、「普及・実用化支援組織」であることが分かるように記載してください。

4 応募から委託契約までの流れ

平成25年 2月25日(月)	応募要領の公表・公示
3月 5日(火)	第1回公募説明会(東京都内)
3月 6日(水)	第2回公募説明会(盛岡市内)
3月27日(水) 17時	応募受付締切
4月上旬予定	採択研究課題の決定
予算成立後	委託契約の締結

5 応募について

(1) 応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して平成25年3月27日(水)17:00までに電子申請を行ってください。

e-Radを利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要があります。e-Radを利用した電子申請の詳細については、別紙2を御覧ください。

郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、御注意ください。

【e-Radによる受付期間】

- ・応募受付期間：平成25年2月25日(月)16:00～平成25年3月27日(水)17:00(厳守)
 - ・e-Radの利用可能時間帯：05:00～0:00(土・日、祝祭日も利用可能)
 - ・e-Radのヘルプデスク運用時間：平日9:00～18:00

※ e-Radの利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、平成25年2月8日現在。
今後、変更する可能性がありますので、e-Radポータルサイトの「システムのサービス時間」(<http://61.209.237.101/terms/support/index.html>)を御確認ください

い。

(2) 応募書類

提案書一式

(提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙3の（提案書様式（記載例））に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。)

(3) 応募に当たっての注意事項

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

- ① 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
- ② 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
- ③ 提案書に虚偽が認められた場合

6 説明会の開催

当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。御希望の方は、研究機関ごとに別紙6の参加申込書に記入の上、平成25年3月4日（月）12時までにFAXにてお申し込みください（会場の都合により、1研究機関当たりの参加者数を制限させていただく場合があります。）。

第1回説明会（東京）

- ・日時：平成25年3月5日（火曜日）14：00～15：30
- ・場所：TKP東京駅ビジネスセンター1号館
カンファレンスルーム12A（12階）
- ・所在地：東京都中央区八重洲1-4-21

第2回説明会（盛岡）

- ・日時：平成25年3月6日（水曜日）13：00～14：30
- ・場所：ホテルニューカリーナ マリーデマナ（2階）
- ・所在地：岩手県盛岡市菜園2-3-7

7 委託先の選定

(1) 選定方法

委託予定先の選定は、外部専門家（大学、企業などの研究者等）等で組織する審査委員会において、(2)の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、必要に応じて、応募者に、提案書のほかに、別途追加資料等の提出やヒアリングを求める場合があります。

また、審査委員の所属、氏名等は、委託先決定後、ホームページで公表します。ただし、提案書に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

(2) 審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

- ① 提案内容が、先端技術の実証研究を通じた被災地の農林水産業・食品産業、及び農山漁村の復興の加速という本事業の目的に合致しているか。
- ② 提案内容が、被災地の農林水産業・食品産業及び農山漁村の復興の加速にどのように寄与するのか明確化されているか。
- ③ 提案内容が別紙1の研究開発の目標及び具体的内容に合致しているか。

- ④ 提案内容が別紙1に示す達成目標に向けて十分な内容となっているか。
- ⑤ 提案内容により解決すべき技術的課題が明確化されているか。
- ⑥ 提案内容が技術的に優れているか。
- ⑦ 提案内容に実現可能性があるか。また、研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか。(知的財産の管理に対する取り組み状況(管理体制等を定めた規程の有無)を含む。)
- ⑧ 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。
- ⑨ 網羅型研究については、計画内に含まれる個々の技術開発が相互に連携し、相乗効果を發揮する計画となっているか。
- ⑩ 個別要素技術型研究については、それが効果的に網羅型研究を補完するものであるか。
- ⑪ 応募資格の要件のうち、研究機関に求められている2つの要件(3(1)の※の要件)を満たしているか。

8 選定結果

(1) 選定結果等の通知

選定結果は、平成25年4月上旬予定に速やかに応募者(研究グループによる応募の場合は代表機関)に通知するとともに、委託予定先名(研究グループによる応募の場合は、研究グループを構成する全機関名)を農林水産省のホームページで公表する予定です(応募者数等の状況により変更する場合があります。)。

なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

また、委託予定先に採択した旨を通知する際、必要に応じて、研究の実施に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。

見直しが必要とされた事項等については、委託予定先の研究代表者に研究実施計画の修正を行っていただきます。

(2) 最終的な研究グループの構成

網羅型研究の受託者は、委託予定先の選定後、網羅型研究を補完するために必要と認められ採択された個別要素技術型研究の受託者と研究グループを構成し、共同で研究を行っていただく場合があります。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

7(1)により採択された者と、平成25年度予算成立後、委託契約を締結します(研究グループにより研究課題を実施する場合は、研究グループと農林水産省が直接委託契約を締結します。詳しくは別紙4を御覧ください)。なお、採択された者には、予算の成立前であっても、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただきます。

また、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

11②により開催する運営委員会においては、研究代表者の参加を求める場合がありますが、委託契約の締結前に開催する際には、研究代表者に旅費等の負担を求めることがありますので、御承知おきください。

(2) 翌年度の取扱い

平成26年度以降の研究課題は、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、年度当初に改めて委託契約の締結を行うものとします。

ただし、14(1)に基づいて行う運営委員会における研究の進捗状況の点検及び評価分科会における研究課題の評価の結果により、研究の目標達成が著しく困難

である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、次年度以降、委託経費の削減、参加研究機関の縮減、委託自体の不実施等を行います。

10 契約上支払対象となる経費

(1) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

① 人件費

本事業の研究課題に直接従事する研究代表者、研究員等の人件費。

なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

② 謝金

委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。

③ 旅費

国内外への出張に係る経費。

④ 試験研究費

・ 機械・備品費

本事業の研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るものうち、取得価格が3万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が10万円以上の物品とします（ただし、借用（リース等）の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借用してください。この場合の経費は、借料及び損料になります。）。

・ 消耗品費

本事業の研究課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品。

・ 印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。

・ 借料及び損料

物品等の借料及び損料。

・ 光熱水料

研究施設等の電気、ガス及び水道料。

・ 燃料費

研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。

・ 会議費

委員会等の開催に係る会議費。

・ 賃金

本事業に従事する研究補助者等に係る賃金。

・ 雑役務費

物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。

⑤ その他必要に応じて計上可能な経費

外国人招へい旅費・滞在費等。

2) 一般管理費

④の試験研究費の15%以内。

3) 消費税等相当額

1) 及び2) の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の5%。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価にかけた額としてください。

※2 エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間 を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率 (%)」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※3 直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、本事業を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の研究課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行ってください。

※4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなどして合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分してください。

※5 研究グループ参加機関が特例民法法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。

（2）購入機器等の管理

本事業により受託者（研究グループにより公募課題を実施する場合は、研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、本事業の購入物品であることを、管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどにより、明示してください。

なお、取得した物品（試作品を含む。）の研究終了後の取扱いについては、個別に、事務局への返還の要否を決定します。

1.1 研究開発の運営管理

事務局は、研究代表者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

本事業の運営管理は、「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」委託事業実施要領（平成23年12月14日付け23農会第1106号農林水産技術会議事務局長通知）に基づき実施します。

「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」委託事業実施要領の概要は次のとおりです。

① 事務局は、本事業の開始に当たり、各研究課題の進行管理、関係各局との調整等を行う責任者として、総括プログラムオフィサー（総括PO）を事務局内に設置します。総括POは、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、関係者に報告し、必要に応じて研究代表者に対し指導等を行います。

② 事務局は、研究課題ごとに、又は農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が認める複数の公募研究課題ごとに、運営委員会を設置します。

運営委員会は、総括POを委員長とし、事務局の職員その他統括POが認める者により構成します。

運営委員会では、

- ・推進方策の検討
- ・実施期間全体及び毎年度の研究実施計画案の策定

・研究の進捗状況、成果の把握

等を行います。なお、初年度を除き、翌年度の研究実施計画案の策定に当たっては、研究の進捗状況、評価結果等を踏まえて検討します。

- (③) 研究課題の進行管理については、研究課題ごとに、農業分野及び関連分野の専門的知見等を有する専門POを配置して、効率的かつきめ細やかに行います。

受託者の研究代表者には、総括POの指導のもと、専門POと調整を図りながら、事業における他の研究代表者と連携体制を整備し、研究の進捗状況の整理、研究実施計画案の作成等に御協力いただくことになります。

12 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進に係る基本的取組指針※に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

(※については、内閣府ホームページ

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>) を御覧ください。)

13 研究成果の取扱い（委託契約実施細則「VI. 研究成果に関する事項」参照）

(1) 研究成果の報告等

受託者には、研究成果が得られた場合及び委託契約期間終了時に、遅滞なく、それぞれ研究成果報告書及び実績報告書を事務局長に提出していただきます。また、研究終了後の翌年度に事務局で発行する「研究成果」シリーズのために、原稿を提出していただきます。

(2) 研究成果等の公表

受託者は、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、研究課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を事務局に協議してください。また、公表に当たっては、本事業の研究課題に係る活動又は成果であることを明記してください。

(3) 研究成果の帰属

本事業を実施することにより研究成果に係る特許権等が得られた場合、その特許権等は事務局に帰属しますが、以下の事項の遵守を確約することを条件に、受託者（研究グループにより本事業を実施する場合は、研究グループを構成する全機関又はその一部）に帰属させることができます。

- ① 事務局長が公共の利益のために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合、事務局長に対して当該特許権等を無償で許諾すること。
- ② 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、このことにつき正当な理由が認められない場合であって、事務局長が特に必要があるとして理由を明らかにして求める場合に、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ③ 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、コンソーシアム内部で他の構成員に譲渡する場合、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次のアからウまでに規定をする場合を除き、あらかじめ事務局長の承認を受けること。
ア 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合
イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は

許諾をする場合

ウ 技術研究組合が組合員に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。詳細については、事務局にお問い合わせください。

(4) 特許権等の管理

特許権等については、次の事項についても御留意願います。

- ① 本事業は、国の委託による研究であることから、日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど、不適当と判断される場合には、(3)により研究成果に係る特許権等を受託者に帰属させることができません。また、受託者が(3)の条件を満たさない場合も研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。
- ② 本事業の研究成果によって得られた特許権等については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議決定)及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議)に基づき、対応することとします。(詳しくは、http://www.saffrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/koubo_h25_0225.htmを御覧ください。)
- ③ 特許法では、発明者が特許を受ける権利を有していますが、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という。)が職務として研究・開発した結果完成した発明(職務発明)に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という)の貢献を認めて、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継すること(あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継されること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと。)を認めています。

受託者である法人と、その従業員の間の権利の帰属については、受託者内部の話ではありますが、委託契約の遂行に支障を来さないよう、事務局では、研究成果が得られる前に、職務発明に関する規程等を整備することを推奨しています。

- ④ 出願前に研究成果を公開した場合、新規性が失われ特許権等を受けることができなくなることがありますので、くれぐれも御注意ください。

(5) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に係る研究成果は、事務局が受託者に帰属させるものと判断するまでは、契約終了後、事務局に帰属します。このため事務局が受託者に帰属させると判断するまでは、本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。得られた研究成果を基にした研究等を別途実施する際には事前に御相談ください。

14 研究課題の評価等

(1) 研究課題の評価

事務局は、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」(平成23年1月27日農林水産技術会議決定)及び「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」に係る委託事業評価実施要領(平成24年3月15日付け23農会第1463号農林水産技術会議事務局長通知)に基づき、研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査を実施します。

また、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」に基づく評価のほか、運営委員会においても研究の進捗状況の点検を実施します。評価結果は、研究実施計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

(2) 研究課題の追跡調査

追跡調査は、得られた研究成果の普及・活用状況について、成果の公表から2年、5年、更に必要に応じて10年経過時に、実施する予定としています。

受託者は、研究課題の評価及び追跡調査に必要な資料の作成等の協力をお願いいいたします。

15 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/pdf/sisin_etc-05.pdf）に基づき、競争的資金に限らず本事業資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

（1）応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下、「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

（2）不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理的な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

16 研究費の不正使用

（1）不正使用防止に向けた取組

研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平

成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しています。これらを遵守して本事業を実施してください。なお、その実施状況の報告等をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、御承知おきください。

(※については、http://www.saffrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/koubo_h25_0225.htmを御覧ください。)

取組の一環として、事務局においては、本事業の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行していくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

- ① 応募申請時：研究グループを構成する全構成機関に関して、研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にしていただきます（別紙3（提案書様式）2-1）。
- ② 受託者決定後：課題採択が決定し次第、新規課題を実施する研究機関の研究開発責任者（コンソーシアムを形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者（以下「経理統括責任者」という。）を含む。）に対し、経費の適正執行について説明を行います。
- ③ 実施1年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる機関に対しては、必要に応じ現地指導を実施する場合があります。
- ④ 実施2年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる機関に対しては必要に応じ、現地指導を実施する場合があります。

（2）不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託経費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者
 - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
 - イ ア以外による場合
 - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
 - b a及びc以外の場合：2～4年間
 - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管

理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関に情報提供いたしますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、事務局が公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」を御覧ください。

(http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/koubo_h25_0225.htm)

17 虚偽の申請に対する対応

本事業に係る申請内容において、虚偽が明らかになった場合、実施研究課題に関する委託契約を取り消し、委託経費の一括返済、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については16(2)の不正使用を行った場合と同様の措置を取ります。

18 研究活動の不正行為防止のための対応

(1) 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議決定）及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）に則り、「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。本事業で実施する研究活動には、これらのガイドライン等が適用されます。各機関においては、ガイドラインに基づいて、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

（※農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、

http://www.s.affrc.go.jp/docs/sentan_pro/2013/koubo_h25_0225.htmを御覧ください。）

(2) 不正行為が行われた場合の措置

不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 不正行為に関与したと認定された者については、その不正行為の程度により、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者について

ては、不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

19 秘密の保持

本事業に係る応募書類及びe-Radへの登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報は、本事業の採択の採否の連絡、採択課題に係る契約手続、評価の実施、e-Radを経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行います。以上のことわざらかじめ御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

20 農林水産研究動向解析システム及び研究課題・研究業績データベース※への研究課題情報等の提供

採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題、研究概要、研究実施機関、研究者、予算、業績等）は、農林水産研究動向解析システム（非公開）に登録され、事務局が業務のために利用し、また、研究課題・研究業績データベースにおいて公開することをあらかじめ御了承ください。

※ 研究課題・研究業績データベースとは、農林水産研究動向解析システムに登録された研究情報のうち、課題ごとの予算額、担当人数、担当者、特許情報を除いた研究課題及び研究実績（論文等）の情報を収録したデータベースです。事務局筑波事務所が運営するウェブサイトのAGROPEDIAにおいて提供（公開）しています。（※については、事務局筑波事務所のホームページ（<http://sary.cc.affrc.go.jp/recras/index.html>）を御覧ください。）

21 事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供

農林水産研究開発の効率化・効果的な推進等を図るために、農林水産省の事業に参画する者に対して、事務局筑波事務所の農林水産研究情報総合センターが運用する研究技術情報及び計算資源※を提供しています。
(<http://itcweb.cc.affrc.go.jp/affrit/beginner>)

利用を希望する場合、ホームページに記載された利用手続に従って申請を行ってください。

なお、詳しくは、事務局筑波事務所情報システム課運用係（Tel.029-838-7344）へお問い合わせください。

※ 研究技術情報及び計算資源とは、具体的には次のとおりです。

- ・ 研究情報（文献情報、研究課題、研究成果、全文情報等）
- ・ 科学技術計算システム（大規模演算サーバ（スーパーコンピュータ）及び科学技術計算アプリケーション（数値・統計解析、計算化学、構造・流体力学等）
- ・ 以上のほか、その他情報（気象データ、地図データ、農林水産統計データ、衛星画像データ等）の提供のほか、利用支援等を実施。

2 2 中小企業の支援

平成25年度本事業公募課題については、今後「中小企業技術革新制度（SBI R制度）」の「特定補助金等」に指定することを検討しています。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の特例支援措置を受けることができます。

- ① 本事業の交付を受けて行う研究開発事業の成果における、発明特許に関する特許料等の減免措置
- ② 新事業開拓保険制度による債務保証枠の拡大及び担保と第三者保証人が不要な特別債務保証枠の措置
- ③ 日本政策金融公庫による低利での特別融資
- ④ 中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大
- ⑤ 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例に基づく小規模企業設備資金制度の貸付割合拡充
- ⑥ 公共調達における入札参加機会の拡充
- ⑦ 「SBIR 特設サイト」における研究開発成果や事業 PR 情報の掲載

詳しくは、SBI R特設サイト（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html>）を御覧下さい。

2 3 動物実験等に対する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（※については、農林水産省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/kokujituti/tuti/t0000775.html>）を御覧ください。）

2 4 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て事務局のホームページにて広く周知させていただきますので御了承ください。

記

【公募研究課題について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課产学連携室
担当者：土屋、高橋、田部（たなべ）
TEL：03-6744-7043
FAX：03-3593-2209

【契約事務について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班
担当者 江橋
TEL：03-3502-7967
FAX：03-5511-8622

【e-Radについて】

農林水産技術会議事務局技術政策課情報調査班
担当者 坂上（さかうえ）

TEL : 03-3501-9886
FAX : 03-3507-8794

【その他応募要領全般について】

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課企画班
担当者 一関（いちのせき）、吉川（よしかわ）

TEL : 03-3502-7438
FAX : 03-3593-2209